



## ①第二次山陽小野田市スポーツによるまちづくり推進計画（案）

スポーツがもたらす多面的な役割や重要性を十分に認知したうえで、それを「まちづくり」にどのように生かして行くのかも含めた施策を総合的かつ継続的に推進するための計画

※計画の期間は、令和8年度～令和12年度の5年間です。



## ②第三次山陽小野田市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）

「誰もが安心して暮らし続けることができる みんなで支え合う我が事・丸ごとの福祉のまちづくり」を基本理念とし、全ての市民で地域福祉を推進していくため、市社会福祉協議会と協働で策定する計画

※計画の期間は、令和8年度～令和11年度の4年間です。



## ③山陽小野田市中山間地域づくり推進指針（案）

人口減少や高齢化が進む中山間地域において、持続可能な中山間地域づくりを総合的・計画的に推進するため、今後取り組む主な施策の方向性を示す指針



◎意見を提出できる人 市内在住、市内に事務所（事業所）を有する個人・法人・団体または市内在勤・在学の人

◎案の閲覧場所 市役所（各担当課、③は総務課）、山陽総合事務所、南支所、埴生支所、公園通出張所、厚陽出張所のほか、①はおのサン サッカーパーク、市民体育館、②は社会福祉協議会（本所・支所）でも閲覧可

※市ホームページで閲覧することもできます。

◎提出期限（必着） ①3月2日（月） ②③3月3日（火）

### ◎提出方法

任意の用紙に住所、氏名、ふりがな（団体の場合は事務所の所在地、団体名および代表者氏名）、電話番号を記入し提出（郵送、FAX、E-mailでも可）

◎意見等の公表 いただいた意見は内容を検討し、市としての考え方を示したうえで公表します。ただし、賛否のみの意見、内容に合致しない意見、住所・氏名等を明記していない意見等は公表しません（住所・氏名は非公表）。類似の意見はまとめて公表することがあります。

※提出された意見に対する個別の回答はしません。

問・提①〒 756-8601 山陽小野田市役所 文化スポーツ推進課

（☎ 82-1116 ☎ 83-2604）✉ bunka-sports@city.sanyo-onoda.lg.jp

②〒 756-8601 山陽小野田市役所 社会福祉課（☎ 82-1174 ☎ 81-5695）

✉ shakai@city.sanyo-onoda.lg.jp

③〒 757-8634 山陽総合事務所 地域活性化室（☎ 71-1602 ☎ 73-1879）

✉ s-soumu@city.sanyo-onoda.lg.jp